

第 82 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:2018 年 9 月 21 日(金)10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:細田委員長、大石委員、織委員、鬼沢委員、酒井委員、菅原委員 以上 6 名
その他 経済産業省・環境省担当官、公益財団法人自動車リサイクル促進センター役職員が出席
4. 議題:①2018 年度第 1 四半期の概況【報告事項】
②2018 年度第 1 四半期の決算【報告事項】
③2018 年度第 1 四半期の運用実績【報告事項】
④資金管理業務規程の変更【諮問事項】
⑤2018 年度運用計画の変更【諮問事項】
⑥輸出取戻し手数料額の改定【諮問事項】
⑦特預金の発生要因の分析【報告事項】
⑧特預金の新たな活用についての検討【諮問事項】
⑨ユーザー理解活動の取組【報告事項】

5. 議事録

(1)議題①について

2018 年度第 1 四半期の概況について、事務局から資料「第 82 回 資金管理業務諮問委員会」の 3～4 ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(2)議題②について

2018 年度第 1 四半期の決算について、事務局から同資料の 5～11 ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(3)議題③について

2018 年度第 1 四半期の運用実績について、事務局から同資料の 12～14 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員A】

2017年度第1四半期と比べて運用可能額が減少した理由として、償還金収入が下回っ

たとのことだが、毎年度四半期ごとの償還金収入はほぼ一定ではないのか。

【事務局】

簿価にてラダー型運用を行っていた2015年度以前は、四半期ごとの償還金収入について厳密に管理していなかったため、一定にならないことがある。なお、現在は毎年度四半期ごとに均等に償還されるように管理している。

(4) 議題④について

資金管理業務規程の変更について、事務局から同資料の 15～16 ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員B】

運用対象資産の変更について、当分は地方債と財投機関債のうちのグリーンボンドとソーシャルボンドに限って取得するというのを、規程などに明記するのか。

【事務局】

規程には明記しない。今後も今回と同様、諮問委員会の資料に明記し、諮問することとなる。

【JARC理事A】

毎年度、諮問委員会にて運用計画を諮問するが、この中でグリーンボンドとソーシャルボンドの取得計画についても諮っていく。

【委員C】

今後、グリーンボンドやソーシャルボンドだけでなく、さらにSDGsの観点で考慮された債券が出てきた場合は、そのような債券も取得することになるのか。

【JARC理事A】

世の中の流れを捉えつつ、諮問委員会に諮ったうえで取得することとなる。

【委員A】

JARCのような公益財団が環境に資するような投資を行うことのメッセージ性は非常に大きい。

【JARC理事A】

公益財団によるグリーンボンドやソーシャルボンドへの投資の実績ができ、フォロワーも出てくれば、しっかりとした市場が形成されていく可能性がある。

【委員B】

「外部業務監査」の報告書の変更について、今後は報告書を一般に公開しないとのことだが、これまで公開してきた過去の報告書の取扱いはどうなるのか。

【JARC理事A】

過去の報告書は公開したままとする。

【委員B】

「これまで公開してきた報告書をなぜ公開しないこととしたのか」と疑問に思う方がいるかもしれないが、これに対してはどのような対策をとるのか。

【JARC理事B】

報告書を初めて非公開とするタイミングで、その趣旨をJARCのホームページで明記する。

【委員A】

JARCは厳格なガバナンス態勢をとっているとのことだが、新たに作成したJARCの事業案内にもその点を工夫して記載してもよいのではないか。

【事務局】

今後、検討する。

(5) 議題⑤について

2018年度運用計画の変更について、事務局から同資料の17～18ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員D】

地方債及び財投機関債について、上限が額面3億円であれば、資産全体におけるリスクは小さい。この金額の規模であれば、リスク管理も問題なく対応できる。今後、取得債券の種類を増やしたり、金額を増やしたりするのであれば、慎重な議論が必要になるが、2018年度の運用計画については問題ないと評価できる。

(6) 議題⑥について

輸出取戻し手数料額の改定について、事務局から同資料の19～20ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

なし

(7) 議題⑦について

特預金の発生要因の分析について、事務局から同資料の21～25ページにて報告した。

<主な意見>

【委員C】

輸出取戻し請求権の2年時効に関して、請求の手続きを簡易化しなければ、この分の特預金の発生を抑制できないのではないか。

【事務局】

これまで手続きの簡易化に努力してきた。しかし、船荷証券の写しなど、法令で求められている書類を省略することはできないため、これ以上の簡易化は難しい。

【委員E】

輸出取戻し請求権の2年時効については法改正を伴わず発生抑制策を行えるとのことだが、当該事由の特預金の発生額は全体に占める割合として少ない。費用をかけて発生抑制策を行うよりも、特預金の有効活用を検討した方がよいのではないか。

【JARC理事B】

特預金の発生抑制策の検討と用途の検討とは別の議論である。輸出返還制度を知らない人がいるのであれば、周知するために施策を行うべきである。

【委員B】

中古車輸出を行う事業者の中には外国人もたくさんいると思われるが、ポスターやチラシなどで周知を行う際は様々な言語に対応するのか。

【JARC理事A】

JARCのホームページは英語対応も可能なつくりとなっているが、中古車輸出を行う事業者には多くの外国人がいるので、ポスターやチラシについても日本語以外による対応も検討する必要がある。

【委員A】

非認定全部利用に関して、ガラ輸出にも部品やハーフカットなど様々な形態がある。法令に抵触するか否か判断が難しいケースもあると思うが、両省には注視してもらいたい。

【委員F】

有害物質を含むガラ輸出の受入れ先の国で発生し得る問題、また非認定全部利用に係る特預金の発生の未然防止について、両省においては今後の課題として位置付けてもらいたい。

(8) 議題⑧について

特預金の新たな活用についての検討を、同資料の 27～30 ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員B】

今後、新たな使途案として「リユース部品の促進に向けた支援」を検討することのだが、リユース部品だけに特化した促進をイメージしているのか。

【環境省】

リユース部品の促進を趣旨としているが、リビルト部品も関連してくると思われる。

(9) 議題⑨について

ユーザー理解活動の取組について、広報・理解活動推進部から別冊「(報告)ユーザー理解活動の取組」にて報告した。

<主な意見>

【委員C】

環境イベントへの参加の前と後で、来場者の自動車リサイクルへの関心具合の変化が分かるような計測は行っているのか。

【広報部】

現在、来場者に対しては自動車リサイクルに関するアンケートを行い、その結果を踏まえて情報発信の改善を行っているところ。今後、アンケートの取り方についても改善を行っていく。

以上